

WTO初の全加盟国参加の貿易円滑化協定が発効

◆WTO設立後22年目にして初の全加盟国参加の協定が発効

2017年2月22日、WTO（世界貿易機関）の貿易円滑化協定が発効した。この協定は、04年に交渉が開始され13年に合意に至ったもので、95年のWTO発足以来22年目にして、初めて全加盟国が参加する協定が発効することになった。

この協定は、貿易の円滑化のために、特に途上国を念頭に通関をスムーズに進めるための体制構築や手続きの整備を求めるものとなっている。具体的には、輸出入に関わる手続きやコストのインターネットによる開示、関税分類や原産地の判定などについて事前に税関に確認できる事前教示制度の導入、通関に要する平均的な時間の確定と公表、通関手続きの窓口の一本化、異議申し立て手続きの整備などを進めることなどが定められている。

◆貿易コストの削減や輸出入日数の短縮などの効果が見込まれる

WTOでは、世界的に貿易自由化を推進するドーハラウンドが01年から交渉が続いているが、各国の利害が絡み合い交渉は停滞している。これに対し、貿易円滑化協定が交渉期間に10年を要しながらも合意に至った理由としては、各国の国内産業保護の必要性が少ない協定であること、途上国に配慮して、国によって協定の履行時期に幅を持たせるとともに、履行に際しては途上国の要請に応じて先進国による支援が行われることなどが挙げられる。

ドーハラウンドと比べて、貿易円滑化協定は企業にとっては関税引下げによる直接的な金額メリットはない。しかし、WTOが15年に発表したレポートでは、貿易円滑化協定に定められた条項を全加盟国が履行することにより、貿易に係るコストを世界全体で14.3%削減できるとしている。また、輸出、輸入に要する日数も、それぞれ2日、1.5日短縮されると分析しており、企業にとって在庫削減などのメリットは大きいといえる。

米国のトランプ政権誕生後、世界的に保護貿易の傾向が強まる中で、貿易円滑化協定の発効を契機として、WTOが主体となり世界の貿易ルールの整備を推進していくことを期待したい。

【今村弘史】